

ふじみ野市営住宅条例新旧対照表

改正案	現行
(入居者の資格) 第4条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1) (略) (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。))又は1親等の血族若しくは姻族に限る。以下同じ。)があること。ただし、次に掲げる者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。)にあっては、この限りでない。 ア～キ (略) ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下このクにおいて「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次の(ア)又は(イ)に該当するもの (ア) (略) (イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2(配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該	(入居者の資格) 第4条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1) (略) (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。))又は1親等の血族若しくは姻族に限る。以下同じ。)があること。ただし、次に掲げる者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると市長が認める者を除く。)にあっては、この限りでない。 ア～キ (略) ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下このクにおいて「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次の(ア)又は(イ)に該当するもの (ア) (略) (イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日か

命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの (3)～(5) (略) 2 (略)	ら起算して5年を経過していないもの (3)～(5) (略) 2 (略)
--	---